

神奈川県監査委員報告第9号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和2年5月15日

神奈川県議会議長	梅 沢 裕 之 殿
神奈川県知事	黒 岩 祐 治 殿
神奈川県教育委員会教育長	桐 谷 次 郎 殿

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	桐 生 秀 昭
同	松 崎 淳

第1 監査の種類

財務監査（随時監査）

第2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

出先機関 13 か所

第5 監査実施期間

令和2年1月15日から同年5月7日まで

第6 監査の実施内容

1 補完的財務監査

令和元年の財務監査（定期監査）の結果、指摘等が認められた出先機関のうち1か所について、その後の対応などを補完的に監査した。

2 臨時財務監査

令和元年の財務監査（定期監査）において、継続して不動産取得税の課税事務の状況を確認する必要があると認められた出先機関12か所について、当該課税事務の状況を臨時に監査した。

第7 監査の結果

監査の結果、出先機関13か所において不適切事項が13件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

1 補完的財務監査

補完的財務監査を実施した次の出先機関1か所において、不適切事項が1件認められた。

教育局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立瀬谷養護学校	令和2年1月15日 (令和元年9月11日職員調査)	財産管理事務において、ガス管敷設に係る教育財産の目的外使用許可について、使用料を免除とした当初の許可内容の誤りを修正するための変更許可（許可期間：平成30年9月1日から同年12月

		<p>31 日まで) 及びこれに続く更新許可 (許可期間: 平成31年1月1日から平成35年7月31日まで) に当たり、これらの許可ごとに使用料を算定し、変更許可 (算定期間: 平成30年9月1日から同年12月31日まで) 及び更新許可における平成30年度分 (算定期間: 平成31年1月1日から同年3月31日まで) に係る使用料をそれぞれ100円、計200円とすべきところ、これらの期間を通算して算定した144円で許可しているものがあった。これにより、使用料1件、56円が徴収不足であった。また、更新許可について、平成30年12月26日までに許可を行うべきところ、平成31年2月26日に行っていた。</p>
--	--	--

2 臨時財務監査

臨時財務監査を実施した次の出先機関12か所において、不適切事項が12件認められた。

総務局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県横浜県税事務所	令和2年2月21日 (令和元年11月8日職員調査)	<p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが19件、1,220,300円(本税)あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤りのうち17件、1,160,100円(本税)及び延滞金2件、3,700円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が503,653円発生していた。</p>
神奈川県神奈川県税事務所	令和2年4月27日 (令和元年11月7日職員調査)	<p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが11件、401,800円(本税)あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤りのうち8件、316,600円(本税)及び延滞金1件、1,500円の返還に当たり、遅延損害金が181,020円発生していた。</p>

神奈川県緑県税事務所	令和2年4月15日 (令和元年11月5日職員調査)	<p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが27件、2,053,700円(本税)あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤りのうち26件、2,028,100円(本税)及び延滞金2件、5,400円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が853,324円発生していた。</p>
神奈川県戸塚県税事務所	令和2年4月15日 (令和元年11月11日職員調査)	<p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが22件、799,000円(本税)あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤り22件、799,000円(本税)の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が288,019円発生していた。</p>
神奈川県川崎県税事務所	令和2年4月15日 (令和元年11月8日職員調査)	<p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが2件、54,800円(本税)あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤り2件、54,800円(本税)及び延滞金1件、2,900円の返還に当たり、遅延損害金が22,299円発生していた。</p>
神奈川県高津県税事務所	令和2年4月15日 (令和元年11月5日職員調査)	<p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが13件、1,405,700円(本税)あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤り13件、1,405,700円(本税)及び延滞金1件、3,300円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が670,030円発生していた。</p>
神奈川県相模原県税事務所	令和2年4月15日 (令和元年11月11日職員調査)	<p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが4件、236,800円(本</p>

		<p>税) あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤り 4 件、236,800 円 (本税) の返還に当たり、遅延損害金が 146,305 円発生していた。</p>
神奈川県横須賀県 税事務所	令和 2 年 4 月 27 日 (令和元年 11 月 7 日職員調査)	<p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが 5 件、201,800 円 (本税) あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤りのうち 4 件、183,500 円 (本税) の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が 55,693 円発生していた。</p>
神奈川県平塚県税 事務所	令和 2 年 4 月 27 日 (令和元年 11 月 12 日職員調査)	<p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが 4 件、148,000 円 (本税) あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤りのうち 3 件、98,300 円 (本税) 及び延滞金 1 件、1,500 円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が 31,797 円発生していた。</p>
神奈川県藤沢県税 事務所	令和 2 年 4 月 27 日 (令和元年 11 月 15 日職員調査)	<p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが 18 件、2,918,400 円 (本税) あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤りのうち 16 件、2,850,300 円 (本税) 及び延滞金 1 件、7,000 円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が 1,641,718 円発生していた。</p>
神奈川県小田原県 税事務所	令和 2 年 4 月 27 日 (令和元年 11 月 12 日職員調査)	<p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが 1 件、31,700 円 (本税) あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤り 1 件、31,700 円 (本税) 及び延滞金 1 件、1,100 円の返還に当たり、遅延損害金が 20,510 円発生していた。</p>

<p>神奈川県厚木県税 事務所</p>	<p>令和2年5月7日 (令和元年11月14 日職員調査)</p>	<p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが2件、149,300円(本税)あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤り2件、149,300円(本税)の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が23,412円発生していた。</p>
-------------------------	---	--